県立三木高等学校長

## 緊急事態宣言を踏まえた県立学校における春季休業明けの取扱いについて

春季休業中は、感染予防対策を実施しながら、教育活動を校内に限定し、部活動(2時間上限)及び単位認定に関わる補習のみを認めていましたが、このたび、緊急事態宣言を受けて、年度当初の行事を簡素化し実施の後、5月6日までの間、臨時休業とします。

臨時休業期間中、生徒への課題の指示や提出等のために、下記のとおり登校日を設定しますので、ご理解ご協力お願いします。

- 1 始業式 4月8日 (水) 9時登校(SHR開始)
- 2 登校日 4月9日(木)、4月16日(木)、4月23日(木)、4月30日(木)

登校時間 通勤時間帯を避け、9時登校(SHR開始)

下校時間 12時30分完全下校

3 登校に不安・心配を感じる場合

感染の不安・心配を理由に登校できない場合は、課題の指示等の方法について配慮致 しますので、遠慮なく学級担任等にご相談ください。

4 学習支援について

学習に著しく遅れが生じることがないよう、教科ごとに家庭学習を適切に課し、登校 日を利用した進捗状況の確認や指導を行います。

5 4月9日以降、部活動は実施しない。

なお、各家庭においては、不要不急の外出の自粛をするとともに、次のような対策をお 願いします

- (1) 感染源を絶つ 毎朝の検温及び風邪症状等の確認の徹底
- (2) 感染経路を絶つ 手洗いや咳エチケットの指導の徹底
- (3)抵抗力を高める 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの 取れた食事を心がける